

(4) 心身障害者扶養共済制度

制度の概要	
<p>障がいのあるかたを扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者のかたに万一(死亡・重度障がい)のことがあったとき、障がいのあるかたに終身にわたり一定の年金を支給する制度です。</p>	
加入できる保護者	障がいの範囲
<p>障がいのあるかたを現に扶養している保護者であって以下の要件を満たしているかた</p> <p>①年齢が65歳未満である</p> <p>②生命保険に加入できる健康状態である</p> <p>※障がいのある方一人に対して、加入できる保護者は一人です。</p>	<p>① 知的障がい者</p> <p>② 身体障がい者 手帳1～3級</p> <p>③ 精神または身体に永続的に障がいのあるかたで上記と同程度のかた</p>
掛金	年金の支給
<p>[月額]</p> <p>一口 9,300～23,300円</p> <p>※保護者の年齢によりちがいます。</p> <p>※減免制度あり</p>	<p>[月額]</p> <p>一口加入者 2万円</p> <p>二口加入者 4万円</p> <p>※終身支給</p>
その他	申請先
<p>・加入者より先に障がい者が死亡した場合は弔慰金が支払われます。</p> <p>・5年以上加入したのちに脱退した場合は一時金が支払われます。</p>	<p>ほっかいどうほけんふくしよぶくしきよく 北海道保健福祉部福祉局</p> <p>しょうしやほけんふくしか 障がい者保健福祉課</p> <p>☎ 011-231-4111</p>

